

2010年3月3日

県政記者クラブの皆様

山県市の条例改正を実現するための直接請求  
請求代表者 寺町知正 長屋正信

## 選挙公営にかかる選挙ポスター代の過剰な請求を認めつつ 議員辞職しない岐阜県議と山県市議のリコールについて

いつもお世話になります。

今、「政治とカネ」が課題となっています。

首長や議員の選挙費用に関して「選挙公営」といって、選挙のときのポスター代、選挙カーの賃貸料やガソリン代、運転手の日当などを負担する制度があります。候補者から請求があったら税金で負担する制度です。

2004年4月に行われた山県市議会議員選挙にかかる選挙公営のポスター代水増し詐欺事件が2007年6月上旬に表面化しました。

2007年4月の県議選山県選挙区において山県市議から県議に転出した横山県議は、問題の発覚で、市議4人とともに、2007年6月15日に県庁で記者会見し謝罪しました。その後、市議長ら2人も認めました。県警は2007年7月12日に議員らを書類送検、その後、11月までに5人が市議を辞職しました。

他方で、横山善道県議、宮田軍作市議は辞職していません。

とはいえ、岐阜地検は2007年12月20日、全員を起訴猶予としました。

その後、岐阜検察審査会が2度、不起訴不当の議決をしましたが、検察はいずれも不起訴。山県市民には、「県議や市議を辞めないならリコールすべき」との声が根強くあります。検察が動かない中、市民の良識としてリコールをするになりました。

正式な「開始期日」は今時点では未定ですが、おおまかな時期については7月の参議院選挙があるところ、当該任期前の署名収集禁止期間があるので「その絡みの検討」が不可欠であること、かつ、「県議と市議の同時リコール運動」になること、これらから選挙管理委員会などに諸般確認の上で、市民サイドで調整していくこととなります。

2010年3月5日(金)14時 のクラブでの説明による公表をもって、  
県議・市議同時リコール運動の開始といたします。

なお、2007年4月及び2003年4月に行われた「岐阜県議選」の全体に関する岐阜県の選挙公営におけるポスター代や選挙カーの選挙公営費請求に関しては、岐阜地裁で2件の住民訴訟が続いています。

## 山県市の選挙ポスター代・水増し詐欺事件の経過

2010. 3. 5

- 2004(H16)年4月 2003年4月に自治体合併してから、初の山県市議選挙。  
定員22人に27人立候補。うち25人が選挙費用の公費での負担を請求
- 2006年12月ごろ 各地の議会で選挙公営制度の改正や廃止の議論
- 2007年 1月 山県市の選挙公営条例廃止の直接請求の開始  
(条例改正するための直接請求 請求代表者 寺町知正・長屋正信)
- 3月 山県市議会が自主的に同条例廃止を議決
- 4月 定例の岐阜県議選(市議から県議に転進＝横山)
- 4月 市民が04年選挙のポスター代水増しで岐阜県警に告発
- 4月 県警が印刷業者らの関連資料を収集、事情を聴く
- 6月 8日 県警が水増し請求したらしき山県市議らから詐欺容疑で事情聴取開始
- 6月15日 市議から転出の横山県議と市議4人が事実を認めて岐阜県庁で謝罪会見
- 6月26日 選挙ポスター代の水増し問題に山県市は調査のため弁護士の委員会を設置
- 6月29日 山県市議会定例会最終日、5人の辞職勧告決議案を否決  
午後、宮田市議が水増しを認めて、自宅で謝罪会見
- 7月12日 議長が水増しを認めて、市役所で謝罪会見。 岐阜県警は現職市議6人、  
市議から転進県議1人、会計責任者1人、印刷業者4人の12人書類送検
- 8月 3日 山県市は第三者委員会の報告に基づき、7人に149万円の返還を請求
- 6日 市議1人辞職
- 31日 市議1人辞職
- 10月 9日 この時点で辞職していない県議1人市議4人を市民が岐阜地検に告発
- 11月 8日 市議3人辞職
- 12月20日 岐阜地検は、詐欺の疑いで書類送検されていた(元)市議ら7人と、印刷  
業者や市議の後援会会計責任者ら5人の計12人を「被害弁償が済み、罪  
を認めて反省している」として起訴猶予処分。別の市議1人を「請求手続  
きに関与していない」として嫌疑なしで、印刷業者1人を「元市議が1人  
でやったと認めている」として嫌疑不十分で、それぞれ不起訴処分にした。
- 2008年1月 9日 市民ら、「元市議の横山善道県議」と「宮田軍作市議」を不起訴(起訴猶予)  
とした岐阜地検の処分を不服とし、岐阜検察審査会に審査を申立て
- 4月13日 定員22人を16人に減じての定例の山県市議選告示。無投票
- 6月13日 岐阜検察審査会が1回目の不起訴不当の議決
- 2009年3月31日 岐阜地検が2度目の不起訴決定
- 7月 1日 市民が検察審査会に2度目の申し立て
- 10月23日 岐阜検察審査会が2度目の不起訴不当議決
- 2010年1月22日 岐阜地検が3度目の不起訴決定

### 山県市(旧高富町含む)での直接請求の歴史

- 1991年 5月 ゴルフ場開発の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求
- 94年11月 東海環状自動車道計画の都市計画決定に関する事務監査請求
- 2002年 4月 合併の意思を問う住民投票条例制定請求
- 7月 (市町村の合併の特例に関する法律による合併協議会設置の請求)
- 03年11月 山県市に選挙広報を制定するための直接請求
- 07年 1月 山県市の選挙公営条例廃止の直接請求
- 08年 1月 山県市の市長と議員のボーナス加算廃止の直接請求  
山県市の市長と議員の倫理条例制定の直接請求

平成21年岐阜検察審査会審査事件（申立）第5, 6号

申立書記載罪名 詐欺 検察官裁定罪名 同上 検察審査会認定罪名 同上

岐阜検察審査会 議決年月日 平成21年10月23日

## 議 決 の 要 旨

被疑者（第5号）（氏名） 横山善道 同（第6号）（氏名） 宮田軍作

上記被疑者らに対する詐欺被疑事件（岐阜地検平成20年検第101860, 同101861号）につき、平成21年3月31日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人らの申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨 本件不起訴処分は不当である。

## 議 決 の 理 由

### 1 被疑事実の要旨

被疑者横山善道及び同宮田軍作は、平成16年4月18日に執行された岐阜県山県市議会議員選挙の候補者であるが、「山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」に基づく選挙公営制度により、山県市から選挙運動用ポスター費用が支給されることを利用して、選挙運動用ポスター費用名下に金員を詐取することを企て、

（1）被疑者横山は、同月22日、山県市役所総務課において、同課職員に対し、選挙運動用ポスターの真実の請求金額が84,000円であるにもかかわらず、請求金額欄に「368,550円」等と不正に水増しした金額を記載したポスターの作成を業とするヨツハシ株式会社代表取締役四橋英児名の請求書を提出し、同職員をして、同請求書に記載の請求金額が正規の請求金額であると誤信させ、よって、同年5月13日、ヨツハシ名義の当座預金口座に368,550円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ

（2）被疑者宮田は、ほか1名と共謀の上、同年4月27日、山県市役所総務課において、同課職員に対し、選挙運動用ポスターの真実の請求金額が106,313円であるにもかかわらず、請求金額欄に「368,550円」等と不正に水増しした金額を記載したポスターの作成を業とする浅野収司名の請求書を提出し、同職員をして、同請求書に記載の請求金額が正規の請求金額であると誤信させ、よって、同年5月13日、上記浅野収司名義の普通預金口座に368,550円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ

たものである。

### 2 検察審査会の判断

本件不起訴記録、審査申立書及びその添付書類等を精査し、慎重に審査した結果、本件不起訴処分を不当とする理由は、次のとおりである。

（1）本件犯行が当選後に行われたということは、被疑者らは、市議会議員という自治体の代表者として、本来なら、一層、襟を正して市民の付託に応える立場になったのであるから、一般市民以上に高い倫理観が求められる。従って、本件選挙ポスター公営制度の運用について、山県市側に相応の落ち度があったとしても、選挙運動に要した費用を抑えようという動機自体、市民感情から言って、山県市に対し被害弁償済みとはいっても、余りにも公金意識をみじんも感じない悪質なものとして、酌量の余地は全くないものと思われる。

（2）被疑者横山が当選した平成19年4月22日施行の岐阜県議会議員選挙は、本件ポスター水増し事件が初めて社会に周知された同年6月以降より前に施行されたものであり、また、被疑者宮田の当選は、平成20年4月に施行された山県市議会議員選挙における無投票当選であった。

従って、上記の事実からして、果たして、検察官の主張する地域住民の選挙という民主主義的プロセスを経て選任されたものにあたるかは、到底言えないものと思われる。

以上により、本件起訴猶予の裁定は、寛大にすぎると思われるので、到底納得できない。再捜査、再検討の上、被疑者らの刑事責任を厳しく追及されるよう、上記趣旨のとおり議決する。

●Q1. 必要な期間

・最初のリコールの請求手続きから、選管の審査、縦覧後に本請求が来る。  
リコールの請求開始から本請求までの必要な日数について、これを通算すると、おおよその日数はどれくらいか。

市町村における解職請求の本請求までの基本的な流れは、次のとおりです。

※都道府県の場合は、〔 〕内の日数に読み替えてください。

代表者証明書の交付、告示・・・申請を受理してから数日間

署名収集・・・・・・・・・・告示があった日から1箇月〔2箇月〕以内（施行令第92条第4項）

（告示のあった日の翌日から計算して、翌月の応当日の前日まで）

※署名収集の禁止期間に該当する場合は、Q8を参照

署名簿の提出・・・・・・・・署名収集期間満了の日の翌日から5日〔10日〕以内（施行令第94条第1項）

署名の審査期間・・・・・・・・原則として署名簿提出の日から20日以内（法第74条の2第1項）

（提出の日の翌日を1日目として計算）

署名簿の縦覧・・・・・・・・署名簿の署名の証明が終了した日の翌日から計算して7日間

（法第74条の2第2項）

署名簿の返付・・・・・・・・原則として、縦覧終了日の翌日

本請求・・・・・・・・返付の翌日から計算して5日〔10日〕以内（施行令第96条第1項）

よって、書類の不備や止むを得ない事情による審査期間の延長及び縦覧に供した署名簿に対する異議の申出等がないことを前提とすれば、代表者証明書の交付申請から本請求までの期間は、おおむね上記の期間を通算したものとなるものと思われま

・本請求の成立に必要な署名数はどれだけか。

所属の選挙区の選挙権を有する者の総数の3分の1（法第81条第1項）

なお、基準とすべき法定署名数は、署名審査終了の際に告示されている数によるものと解されています。

（参考数値）H21.12.2付け定時登録時点での山根市の選挙人名簿登録者数の3分の1の数：8,249人

※この数値は、H22.3.2の定時登録や、以降3箇月ごとの定時登録（6/2,9/2,12/2…）及び随時行われる可能性がある選挙時登録により、今後変動していきます。

●Q2. 本請求後の投票のための運動など

・本請求後の流れと必要と見込まれる日数。

本請求後から解職投票の結果までの基本的な流れは、次のとおりです。

本請求受理の告示・・・請求書を受受理してから数日間（施行令第98条第1項）

解職投票・・・・・・・・本請求を受受理した旨の告示から60日以内（施行令第100条の2の読替）

（告示の日の翌日を1日目として計算）

解職投票の結果・・・投票において過半数の同意があったときは、投票日にその職を失う。（法第83条）

- 本請求の後、解職・解散投票の前までにかかる制限はどのようなことがあるのか。

**前提として、解散の投票及び解職の投票については、政令で特別の定めがあるものを除き、公選法中の普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用されます（法第 85 条）。**

**直接請求の手續における、署名運動・投票運動、公選法の準用関係についての参考資料として、別紙「直接請求制度の解説」（ぎょうせい刊、昭和 63 年版）の説明部分の写しを添付しますので、詳細はこちらを参照してください。**
- 解職・解散投票の前に「リコール投票に行こう」はもちろん、「だれだれを辞めさせよう」「だれだれを残そう」などの投票日前に有権者に対してなされる働きかけなどの任意の運動、たとえば口頭、電話、手紙、集会、宣伝カー、ポスター、チラシなどに関して、何か制限されるのか、あるいは制限されないのか。

**まず、署名運動と投票運動は区別されていることに注意が必要です。**

**それぞれに関する制限等の詳細は、上記「直接請求制度の解説」の写し及び公選法に関する各種参考書等により御確認ください。**
- 「買収」などの概念はあるのか。他を含めて「禁止」はどのようなことか。

**直接請求の手續においても、公選法第 221 条（買収及び利害誘導罪）が準用されています。**

**このほかにも、公選法の自由妨害罪や虚偽事項公表罪などの罰則規定が準用されていますので、留意してください。**

**準用等の詳細は、上記「直接請求制度の解説」の写し及び公選法に関する各種参考書等により御確認ください。**
- 期日前投票の有無・可否は。

**直接請求の手續においても、公選法の期日前投票に関する規定が準用されます。**

※期日前投票期間・告示日の翌日～投票日の前日

### ●Q3. 投票日に関連して

- 投票日の運動や任意の呼びかけは制限されるのか。

**公選法第 129 条は準用されていないため、原則として、法令に反しない範囲で投票運動をすることができます。**
- 投票の成立に必要な投票率および投票数はどのようなか。

**投票の成立に、投票率や投票数等の制限はないものと解されます。**
- 解職・解散の成立のための「賛成」の票数や率はどのようなか。

**解職・解散ともに有効投票の過半数が解散又は解職に賛成であれば成立します（法第 78 条、第 83 条）なお、最低投票数の制限等はないため、投票率は問わないと解されます。**

### ●Q4. 解職・解散が成立した場合の次の選挙

- 解職・解散投票の結果として解職・解散が成立した結果の場合、選任あるいは補充として行われるであろう次の選挙はどのようなになるのか。

**解職が成立した場合は、それにより生じた欠員数に応じ、補欠選挙となる可能性があります。**

**補欠選挙については、選挙管理委員会が議会の議長より欠員の通知を受けた日の翌日から起算して 50 日以内に行うこととなります。**

なお、欠員数や残任期間による場合分けの詳細は、Q10の回答を参照してください。  
議会の解散が成立した場合は、解散投票の日の翌日から起算して40日以内に選挙をすることとなります。

- たとえば、首長を選任すべきは当然として、議員の場合はどうなるのか。立候補者がいない場合などはどうなるのか。

**議員の解職により行うこととなった補欠選挙、議会の解散により行うこととなった一般選挙において、必要な数の当選人が得られない場合は、原則として再選挙を行うこととなります。**

●Q5. 県議の場合の届出などの手続き

- たとえば、「山県市選挙区選出の岐阜県議」についてのリコールの手続きは、県選管(なお、実務上の場所は?)か、山県市選管であるのか。

**代表者証明書の交付申請及び本請求ともに、県選管に対して行ってください。**

- 市の条例制定などの直接請求の場合、「市長」への手続きもある。

上記の小選挙区・県議の場合、「知事(なお、実務上の場所は?)」あるいは「市長」が住民の手続き上で必要なものとして関与する部分はあるのか、あればどこか。

**代表者証明書の交付申請から解職の投票に至る過程において、特段、知事又は市長が関与する部分はないものと思われま**

●Q6. 市議の場合の届出などの手続き

- 市議の場合の手続きは、基本的には山県市選管でよいか。

**代表者証明書の交付申請、署名簿の提出及び本請求などの手続は、山県市選挙管理委員会に対して行うこととなります。**

- 市への条例制定などの直接請求の場合、「市長」への手続きもある。市議の場合の「市長」が住民の手続き上で必要なものとして関与する部分はあるのか、あればどこか。

**代表者証明書の交付申請から解職の投票に至る過程において、特段、市長が関与する部分はないものと思われま**

●Q7. 複数人の同時リコール

- 山県市選挙区選出の県議1人と、山県市議1人を同時にリコールすることは可能か、禁止されていないか。

**県議の解職請求と、市議の解職請求は、それぞれ別の手続であり、請求先も異なります。それぞれについて、同時期に請求を始めることについて、特段の規制はありません。**

- その際は、手続きを同一日、同時に行うことは可能か。当然に別個の手続きの「たまたまの同時進行」という認識か。同時ゆえに生ずる制限や不都合は何か。

**請求先について、県議は県選管、市議は市選管となるため、代表者証明書の交付時期や署名簿の審査期間が異なってくると考えられます。**

**それぞれ個別の手続を同一日に行うことは、法律に定められた期限などの要件が整えば可能と思われま**

●Q8. 他の選挙の影響

- ・ 直接請求の場合は同地区で「選挙」が行われる場合に、署名収集の期間の制限などがある。たとえば、今年7月に参議院選挙が行われることが決まっている。山県市内で行われるリコールに対する影響、つまり法令に基づく制限は、どの期間、どの部分にどのように及ぶのか。

**参議院議員の任期が、平成22年7月25日であるため、任期満了の日前60日に当たる日(5月26日)から選挙期日までの間は、署名の収集を行うことができません。(法第74条第6項)**

- ・ 制限が解ける時期と再開の方法はどのようなか。

**参議院議員選挙の投票日の翌日から、特段の手続を経ることなく、署名を集めることができるようになります。署名は、中断された期間を除いて、市町村にあっては31日間、都道府県にあっては62日間行うことができます。(法第74条第6項、施行令第92条第4項)**

●Q9. 再度の請求の可否

- ・ たとえば、本請求が成立しなかった場合、あるいは投票の結果として「解職・解散」が成立しなかった場合、再度の同趣旨での請求が考えられる。その場合の制限、あるいは手続きはどのようなか。

**解散請求の場合、議員の一般選挙の日から1年間及び解散投票から1年間はすることができません。(法第79条)**

**解職請求の場合、議員の就職の日(一般には、当選人の告示の日)から1年間及び解職投票から1年間は、することができません。ただし、無投票当選によって就職した議員に対する解職請求は、就職の日から1年以内であっても行うことができます。(法第84条)**

●Q10. 任期との関係

- ・ 当該選挙区選出の首長や議員のリコールは、次なる任期の日の6ヶ月前からはできないといわれているがどうか。

**そのような制限はないものと考えます。**

- ・ その任期切れからの逆算にかかる当該制限は、リコールの請求の最初のスタート日を指すのか、あるいは、リコールの本請求、投票運動、投票日などのどこを指すのか。

**そのような制限はないものと考えます。**

- ・ 解職・解散投票の結果として解職・解散が成立したのち、首長が欠けた状態で行くことはありえないとして、議員の場合に残任期が短期間の場合に、選挙はどのようになるのか。

**市議の補欠選挙については、原則として、生じた欠員が議員定数の6分の1を超えた場合に行うこととなります。**

**県議の補欠選挙については、原則として、定数が1人である選挙区においては生じた欠員が1人に達した場合に行うこととなります。**

**ただし、議員の任期満了の前6月以内の期間にあっては、欠員によって議員の数が定数の3分の2に達しなくなった場合のみ、補欠選挙を行います。**

(注)

法・・・地方自治法

施行令・・・地方自治法施行令

公選法・・・公職選挙法

### 山県市議選ポスター代事件

## 不起訴2人リコール

### 市議ら署名活動準備

2004年の山県市議選で当選した市議らが、公費で負担されるポスター代を水増し請求したとされる事件で、同市の寺町知正市議(56)らが5日、詐欺容疑で書類送検された不起訴(起訴猶予)処分とされた宮田軍作市議(68)と元市議の横山善道県議(56)＝山県市選挙区選出＝の2人について、解職請求(リコール)をする旨を発表した。解職投票を行うための署名活動を数カ月以内に始めるという。

県選挙管理委員会によると、県議の解職請求が行われるのは初。

寺町氏は記者会見で「2人だけが辞職しておらず、市民は納得いかない。次の県議選までにははじめをつけたい」とリコールする理由を話した。

議が1カ月(31日)、県議が2カ月(62日)。署名が集まり、選挙の審査を通れば、解職投票を行い、投票者の過半数の同意で失職となる。

2人については、不起訴不当とした岐阜県審査会の議決を受けた岐阜地検が今年1月、3度目の不起訴処分にしたばかり。寺町氏は「2人とも水増し請求を認めているのに不起訴になった。裁判で明らかにしたいが、もう検察には期待できない」と話した。

一方、宮田氏は「検察からは3度不起訴処分が出ている。それをふまえて山県市民のために爾々とはがっぱりた」と話した。

市と県の選挙によると、2人の解職請求には、山県市の選挙人名簿登録者数2万4677人(2日現在)の3分の1以上(8222人以上)の署名がそれぞれ必要となる。署名活動ができる期間は、市

## 山県市議選 費用水増し 2議員のリコール申請へ

2004年の山県市議選で当選した市議らによる選挙ポスター制作費の水増し請求問題で、寺町知正市議は5日、県庁で記者会見し、辞職していない元市議の横山善道県議(同市選挙区)と宮田軍作市議の2人のリコール(解職請求)の申し立てを行うことを明らかにした。県選挙管理委員会によると、議員個人に対するリコールは珍しいという。

この問題では、岐阜県審査会の不起訴不当の議決を受けて再捜査していた岐阜地検が1月、詐欺容疑で書類送検された横山県議ら2人を3回目の不起訴処分(起訴猶予)にしている。

県庁で会見した寺町市議は「辞職していない2人に対し、『おかしい』と考える市民は多い」としている。宮田市議は「不起訴処分を踏まえて、今後とも市民

のために爾々と頑張らせていただく」と話している。



リコールする考えを表明した寺町知正さん＝岐阜市の県庁で



## 2議員のリコールへ

### 山県市議 ポスター費事件で

二〇〇四年四月の山県市議選をめぐる選挙ポスター費水増し事件に関連し、同市議の寺

2010.03.06 中日新聞

町知正さん(五)らが五日前、詐欺容疑で書類送検され起訴猶予となった横山善道県議と宮田軍作市議への解職請求(リコール)をする考えを明らかにした。両議員のリコール成立には、山県市民の三分の一(約八千二百人)の署名が必要で、市議なら一カ月、県議は二カ月の期間に集め

なくてはならない。参院選の任期満了前二カ月は署名活動が禁止されているため、二、三カ月以内に署名活動を始めるという。

ポスター費水増しをめぐっては、県警が同年七月に市議ら十二人を書類送検し、横山県議と宮田市議を除く五人が辞職。岐阜地検は全員を不起訴(起訴猶予)とし、二度にわた

って検察審査会が不起訴不当の議決をしたが、地検は今年一月に再び不起訴(起訴猶予)とした。

寺町さんは「裁判で責任を明確にしたかったが、検察にはもう期待できずリコールに踏み切ることにした。来春には県議選があり、責任をとらないまま任期を満了させるわけにはいかない」と経緯を説明した。(中崎裕)

2010.03.06 岐阜新聞

## 県議と市議のリコール準備

ポスター代水増し請求で山県市民ら2004(平成16)年の山県市議選をめぐるポスター代水増し請求事件に絡み、同市の市民らが5日、当時の市議候補者だった横山善道県議(山県市選挙区)と宮田軍作市議の2氏について、リコー

ル(解職請求)の準備を進めていることを明らかにした。7月の参院選を考慮しながら、署名は2、3カ月以内に始めたいとしている。リコールに必要な署名数は有権者の3分の1以上。

同事件では、県警が詐欺容疑で2氏らを書類送検したが、岐阜地検は07年12月、起訴猶予処分とした。その後

2度、岐阜検察審査会は不起訴不当議決をしただが、同地検はいずれも不起訴(起訴猶予)処分とした。

県庁で会見した寺町知正市議は「検察の逃げの姿勢に納得できない」「書類送検された議員7人のうち、2氏以外は辞めた。社会的責任も問いたい」とリコールに踏み切る理由を説明。今後、市民団

体をつくって行動する考えを示した。

横山県議は取材に「ノーコメント」、宮田市議は「不起訴とされたことも踏まえ、これまで以上に市民のために働かせていただきたい」と話した。

2010.03.06 毎日新聞

## 解職請求の署名活動へ

### 山県ポスター代水増し請求事件 県議らに寺町市議

04年の山県市議選を巡る選挙ポスター代水増し請求事件で、寺町知正・同市議(56)は5日、詐欺容疑で書類送検された横山善道県議

と山県市選挙区に3カ月以内に申請する。

(56)と宮田軍作市議(68)に対し、地方自治法に基づき、リコール(解職請求)を旨し

て署名活動を始めると発表した。署名に必要な「解職請求代表者証明書」の交付を県選管と山県市選管に3カ月以内に申請する。

事件を巡り7議員が詐欺容疑で書類送検され、全員が07年12月に不起訴処分となった。

5人は議員辞職したが、横山県議と宮田市議は辞職しなかった。岐阜検察審査会は08年6月と09年10月に2度にわたって「不起訴不当」と議決したが、岐阜地検は1月22日付で3度目の不起訴(起訴猶予)処分とした。

【山田尚弘】

証明書の交付申請を受け、県選管と市選管は請求代表者の資格審査を行い、問題がなければ証明書を交付する。市議については30日間、県議は60日間の署名活動を行い、有権

者の3分の1以上の署名を集めれば議員解職の賛否を問う住民投票を直接請求できる。投票者の過半数が解職に賛成すれば成立する。

県選管によると2日現在の山県市の選挙人名簿登録者数は2万4677人。住民投票請求には8226人以上の署名が必要となる。